

## 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<b>源泉所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）</b>	<b>源泉所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）</b>
<p>標題のことに付いて、国税通則法（以下「通則法」という。）第68条第3項又は第4項の規定の適用に留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>（趣旨） 源泉所得税の重加算税の徴収に関する取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 徴収基準</p> <p>1 （省略） （帳簿書類の範囲）</p> <p>2 （1）～（3） （省略） （4） 給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、給与所得者の保険料控除申告書、退職所得の受給に関する申告書、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄申込書、配当所得の源泉分離課税の選択申告書、年末調整による過納額還付請求書、租税条約に関する届出書その他源泉所得税及び復興特別所得税を徴収される者が法令の規定に基づいて提出し又は提示する書類</p> <p>3・4 （省略）</p> <p>第2・第3 （省略）</p>	<p>標題のことに付いて、国税通則法（以下「通則法」という。）第68条第3項又は第4項の規定の適用に留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>（趣旨） 源泉所得税の重加算税の徴収に関する取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 徴収基準</p> <p>1 （同左） （帳簿書類の範囲）</p> <p>2 （1）～（3） （同左） （4） 給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の保険料控除申告書、退職所得の受給に関する申告書、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄申込書、配当所得の源泉分離課税の選択申告書、年末調整による過納額還付請求書、租税条約に関する届出書その他源泉所得税及び復興特別所得税を徴収される者が法令の規定に基づいて提出し又は提示する書類</p> <p>3・4 （同左）</p> <p>第2・第3 （同左）</p>